

【支払額内訳表】（表面の(1)、(2)、(4)の項目の内訳は以下のとおりです。）

表面【支払額の項目別内訳表】の項番の()数字に対応しています。

(5) 項番	(6) 支払対象期間	(7) 月数 カ月	(8) 支払年金額または 変更後年金額 (年額) 円	(9) 変更前年金額 (年額) 円	(10) 差引支払年金額 (年額) 円	(11) 支払額 円

○今回お支払いする年金の対象月となる期間です。
○年金の支払は、5年を過ぎると時効によりお支払いできません。(6)支払対象期間の前に*印がある場合は、時効になった年金があります。お支払いできる期間は*印の年月以降の分になります。

○(8)支払年金額は定期支払額の計算の基礎となる年金の額です。
○過去にさかのぼって年金額が変更された場合、(8)変更後年金額と(9)変更前年金額がそれぞれ記載されます。

○(11)支払額は、(10)差引支払年金額÷12(月額)に(7)月数を乗じたものに相当します。
なお、1円未満の端数処理の関係で、上記の計算結果と異なる場合があります。

※ (6)支払対象期間に、支払調整「〇〇」と記載がある方はこちらをご覧ください。

「〇〇」中の2ケタの番号は、今回のお支払いで加算、減算した理由を表示しています。

調整の理由		調整の理由	
「01」	2つ以上の年金を受け取る権利が発生していることに伴い、さかのぼって選択手続きをしたことにより、前に受けていた年金の過払額、あるいは未払額を今回の支払額で調整しています。	「36」「38」	今までに受けていた年金の過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。
「03」	支払先の金融機関の変更がありましたので(銀行から郵便局、または郵便局から銀行)、あらためてお支払いすることになります。	「41」	「現況届」または「生計維持確認届」に加給年金額等対象者の記載がされていないため、お支払いの一部を一時差止めしています。届書をご提出いただくことにより、差止めしていた額をお支払いします。
「04」	郵便局でお支払いするための送金通知書の支払期限が過ぎてしまいました。そのため、あらためてお支払いすることになります。	「51」	今回のお支払いの前に発生した過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。なお、前回の通知でお知らせした額と異なっている場合は今回のお支払い時に増額または減額の変更があったためです。
「06」	年金の決定内容に訂正がありました。今までにお支払いした額を差し引いて調整しています。	その他	その他の理由により、過払額及び未払額を今回のお支払いで加算、減算したことを表示しています。
「33」	死亡された方が受けていた年金の過払額を、今回の遺族基礎年金または遺族厚生年金の支払額で差し引いて調整しています。		

通知書に関するお問い合わせ



ねんきんダイヤル

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は、
(東京) 03-6700-1165

受付
時間

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は午後7:00まで。

※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で！

- スマートフォンやパソコンから、年金記録の確認、年金振込通知書等の確認や再交付申請、扶養親族等申告書の提出等ができます。
- 働きながら年金を受け取る場合など、条件に応じた年金見込額を試算できます。
- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからアクセスすることができます。

詳しくは、

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

スマートフォンからの登録はこちらへ ⇒

https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/sp_neko/Z06_SP/W_Z0602_SPSCR.do

【二次元コード】

